

視覚障害者・聴覚障害者のニーズ及びサービスの現状と課題について

～「障害者(児)の地域生活支援の在り方に関する検討会」における各委員の発言から～

(視覚障害者のニーズについて)

- 視覚障害者にとって、移動の自由、読み書きの自由が何らかの形で保障されない限り、地域で生活することができない。

(サービスの利用手続きについて)

- 視覚障害者が地域で生活していく上での一番大きな支えは移動介護であるが、支援費制度では、最も苦手とする事務手続きがこれまでに比べて複雑になった。
- 市町村には、移動介護の事業所リストが備えてあっても、点訳や音訳がされていない。

(視覚障害者の費用負担について)

- 同居者に費用負担をさせると、サービスの利用について本人が萎縮する。

(人材について)

- 長年ボランティアで視覚障害者の介助をしても、資格がないためガイドヘルパーとして活動できない人についての取り扱いや、現行の養成課程の項目について工夫ができないか。
- 必要な時に必要な介護を受けられるようにするためには、画一的なヘルパー養成課程の受講だけでなく、当事者サイドからの養成のプロセスも評価してもよいのではないか。

(事業者について)

- 支援費制度の施行にあたり、採算がとれないため、いくつかの社会福祉協議会が移動介護の事業を手放したところがある。
- 移動介護の単価 1,530 円と身体介護の単価 4,020 円との格差が大きく、介護保険から横滑りした事業者のほとんどが、移動介護に取り組んでいないのではないか。

(相談支援について)

- 自治体では、ケアマネージャー従事者が相談に応じる体制がほとんどできていない。
- 市町村障害者生活支援事業での視覚障害者の利用が非常に少ない。

(制度の柔軟な取り扱いについて)

- 病気をした場合のように、急に支給決定量を超えるケースは例外的に取り扱えないか。
- 公共交通機関が発達していない過疎地域などでは、乗用車の利用を例外的に取り扱えないか。

(聴覚障害者のニーズについて)

- 聴覚障害者にとって、一番必要なのは、自己選択や自己決定の基本的な権利の保障をどうするかということ。
- 聴覚障害が重度であった場合でも、手話や文字情報によってコミュニケーションができればさほど問題はないが、聴覚障害があつてその上に他の障害を抱えている者の支援を検討することが必要。

(サービスの利用手続きについて)

- 聴覚障害者の主なコミュニケーションの手段は手話であり、福祉サービスの資源を利用する前でも、そこにコミュニケーションができる環境がないと、本当の意味で利用できない。

(人材について)

- 個々のその聴覚障害者がもっている理解の能力レベルに合わせて音声言語を伝えていく専門性を持った手話通訳が求められる。また、ろう重複障害者については、介助コミュニケーションの保障や医療的・精神的ケアなども必要。

(事業者について)

- ろう重複障害者を対象とする社会資源が全国的に不足している。市町村ではほとんど対応できていない状態。

(相談支援について)

- ろう重複障害者に必要なコミュニケーション支援は、通常の聴覚障害者とは違った視点で整理する必要がある。

(自助・共助・公助について)

- 自助・共助サービスは大阪、京都では比較的揃っているが、公的サービスの助成がされていない。
- 自助は非常に大切だが、その環境整備の状況や環境を使いこなせる能力の程度によって、手厚い保障の必要度が異なってくる。

例：コミュニケーション支援では、FAXや携帯の文字メールが使えるようになることが現在では重要な自助。また、近くに聴覚障害者を理解して簡単な手話のできる人が増えることが共助。そして、生命・財産に関わる専門的な内容は、公的な保障。一方で、ろう重複障害者にはFAXも携帯電話も使えないような人達もあり、共助や公助の手厚いサービスを考える。

身体障害者の移動介護（ガイドヘルプサービス）の支給決定・利用状況（平成15年4月分）について

サービスの類型	支給決定があつた市町村数	支給決定			利 用		
		延人数	時間数	一人当り時間 (時間/月)	延人数	時間数	一人当り時間 (時間/月)
移動介護(身体介護伴わない)	773	17,253	539,201	31.3	12,034	189,372	15.7
移動介護(身体介護伴う)	880	10,607	342,069	32.2	6,436	148,597	23.1

【参 考】

身体介護	2,070	20,740	650,396	31.4	18,729	380,415	20.3
家事援助	2,050	23,230	463,559	20.0	20,464	279,635	13.7
日常生活支援	326	3,393	613,120	180.7	3,441	464,566	135.0

* 3,180市町村の集計

* 平成15年10月28日付け「居宅生活支援サービスの利用状況調査の結果について（仮集計値）」から抜粋

障害者(児)ホームヘルパー及びガイドヘルパーの養成状況

【平成15年11月時点】

都道府県・指定都市・中核市合計

1. 障害者(児)ホームヘルパーの養成状況

	総数	内訳		
		1級	2級	3級
平成14年度までの累計	16,116	1,776	12,077	2,263
平成15年度(予定)	35,406	2,236	31,574	1,596

* 研修指定事業者が実施する場合を含む

2. 障害者ホームヘルパー(日常生活支援)の養成状況

	人
平成15年度(予定)	2,776

* 研修指定事業者が実施する場合を含む

3. 移動介護従業者(ガイドヘルパー)の養成状況

	総数	内訳		
		視覚障害者	全身性障害者	知的障害者
平成14年度までの累計	36,200	19,971	16,229	
平成15年度(予定)	45,242	20,579	22,501	2,162

* 研修指定事業者が実施する場合を含む

4. その他、所定の研修を修了していないが、平成15年3月31日までに居宅介護等事業に従事した経験を有する者であつて、知事・市長から必要な知識・技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者

①障害者(児)ホームヘルパー

総数
23,450

②障害者ホームヘルパー(日常生活支援)

総数
8,171

③移動介護従業者(ガイドヘルパー)

総数	内訳		
	視覚障害者	全身性障害者	知的障害者
50,289	13,549	20,348	16,392

居宅介護等事業所数

【平成15年7月1日時点】
都道府県・指定都市・中核市合計

法区分	指定事業所			基準該当	
	合計	内訳		合計	内訳
身体障害者	8,470	身体介護を行っている事業所	8,351	291	220
		家事援助を行っている事業所	8,350		218
		移動介護を行っている事業所	5,804		219
		日常生活支援を行っている事業所	4,775		127
知的障害者	6,537	身体介護を行っている事業所	6,469	195	174
		家事援助を行っている事業所	6,484		173
		移動介護を行っている事業所	5,125		146
障害児	5,882	身体介護を行っている事業所	5,811	174	143
		家事援助を行っている事業所	5,818		139
		移動介護を行っている事業所	4,622		136

支援費制度及び介護保険制度におけるホームヘルプサービス単価について

所要時間30分以上1時間未満の場合（支援費：丙地、介護保険：その他）

支援費制度		介護保険制度	
身体介護	4,020円	身体介護	402単位 (4,020円)
家事援助	1,530円	生活援助	208単位 (2,080円)
移動介護 (身体介護伴う)	4,020円		
移動介護 (身体介護伴わない)	1,530円		
日常生活支援	2,410円 (注)		
		通院等のための乗 車又は降車の介助	100単位 (1,000円) (1回につき)

(注) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合